

第1章

大田区環境アクションプランの 策定にあたって

第1章 大田区環境アクションプランの策定にあたって

1 世界の動向

私たちの生活は豊かで便利になった一方で、経済成長に伴う都市化や行動様式の変化が環境に大きな影響を与えるようになり、大気汚染、水質汚濁、自然環境の喪失など、地域における様々な環境問題を引き起こしています。また、人為起源の二酸化炭素の排出増加に伴う地球温暖化が進行しており、私たちに身近なところで既に影響が現れているほか、廃棄物の海洋への流出など、環境を取り巻く社会情勢は多様化・複雑化しています。

このような状況を踏まえ、平成27年（2015年）9月、国連総会において、環境、経済及び社会に関する広域な課題へ統合的に取り組む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で2030年までの達成すべき国際目標として「持続可能な開発目標*（SDGs：Sustainable Development Goals）」が設定されました。SDGsは「私たちの世界を変革する」「誰一人取り残さない」をキーワードに、エネルギー問題や、気候変動対策、生物多様性*の保全等を含む17のゴールと169のターゲットを掲げています。

気候変動に関する動向としては、平成27年（2015年）12月にフランスのパリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において「パリ協定*」が採択され、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求する」ことが目標として掲げられました。平成30年（2018年）10月には、国連の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*」が「1.5℃特別報告書*」を公表し、世界平均気温は約1.0℃上昇しており、このままでは2030年までにパリ協定*の目標である1.5℃以上の気温上昇に到達する恐れがあると世界に警鐘を鳴らしています。

令和2年（2020年）にはパリ協定*の実施段階に入り、各国が温室効果ガス排出量の削減目標を5年ごとに提出、更新するとともに評価を受けることとなっています。また、令和3年（2021年）10月から11月にイギリスのグラスゴーで開催された「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）」において、「産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求する」ことや「石炭火力の段階的な削減」「途上国への支援」などについて合意がなされ、各国の温室効果ガス排出量削減に向けた取組が加速しています。

生物多様性*に関する動向としては、平成22年（2010年）10月に愛知県名古屋市で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」において20項目の目標（愛知目標）が合意され、「人類が自然と共生する世界を2050年までに実現することを目指す」とされました。令和3年（2021年）9月に国連の条約事務局が公表した「地球規模生物多様性概況第5版（GB05：Global Biodiversity Outlook5）」によると、20項目に対して完全に達成した項目はゼロとなり、各項目を細分化した60の要素で見ると、達成された項目は7項目に留まっているとされました。

同年 10 月には新型コロナウイルス感染症の影響により延期となっていた COP15 が中国で開幕し、令和 4 年（2022 年）4 月から 5 月にかけて「愛知目標」に続く新たな国際目標の採択を目指しています。

資源循環に関する動向としては、海洋生物の体内からマイクロプラスチックが発見されるなどの被害が報告されており、プラスチックごみによる海洋汚染が深刻な課題となっています。令和元年（2019 年）6 月には、G20*大阪サミットにおいて、世界共通の目標として、2050 年までに海洋プラスチック*ごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン*」が共有されました。また、G20*エネルギー・環境閣僚会合では、その実現に向けて行動計画の進捗状況を定期的に報告・共有する「G20*海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が合意されています。

また、先進国を中心に発生している食品ロス*についても課題になっています。ヨーロッパ諸国では、廃棄処分の対象となった食品のみを扱ったスーパーマーケットや、廃棄予定の食品を活用したレストランが開かれるなど、世界でも食品ロス*の削減に向けた取組が進められています。

＜世界の動向＞

策定・施行年月等	計画・施策等
平成 27（2015）年 9 月	「持続可能な開発目標*（SDGs）」の採択
平成 27（2015）年 12 月	「パリ協定*」の採択
平成 30（2018）年 10 月	IPCC*による「1.5℃特別報告書*」の発表
令和元（2019）年 6 月	「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン*」の共有
令和 2（2020）年 1 月～	「パリ協定*」の運用開始

令和元年（2019 年）12 月に中国で初めて確認された新型コロナウイルス感染症は、全世界で感染が拡大し、WHO（世界保健機関）が令和 2 年（2020 年）3 月にパンデミック（世界的大流行）を宣言しました。感染症の拡大は不要不急の外出の自粛や大規模イベントの中止など、社会全体に大きな影響を及ぼし、テレワークやデジタル化の普及など「新しい生活様式」への転換が求められています。

2 国の動向

政府は、平成 30 年（2018 年）4 月に「第五次環境基本計画」を閣議決定し、環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決という SDGs の考え方も活用した「地域循環共生圏*」を提唱しました。

また、複合的な環境課題の解決に向け、特定の環境施策が複数の異なる経済・社会的課題をも統合的に解決することを目指す、分野横断的な 6 つの重点戦略を設定しました。



資料：「第五次環境基本計画の概要」（環境省）

6 つの重点戦略

<p>① 持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ESG 投資、グリーンボンド等の普及・拡大 ○ 税制全体のグリーン化の推進 ○ サービサイジング、シェアリング・エコノミー ○ 再エネ水素、水素サプライチェーン ○ 都市鉱山の活用 等 <p>洋上風力発電施設 (H28環境白書より)</p>	<p>② 国土のストックとしての価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり ○ 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR） ○ 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全 ○ コンパクトシティ・小さな拠点＋再エネ・省エネ ○ マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等 <p>土砂崩壊防護保安林 (環境省HPより)</p>
<p>③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における「人づくり」 ○ 地域における環境金融の拡大 ○ 地域資源・エネルギーを活かした収支改善 ○ 国立公園を軸とした地方創生 ○ 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用 ○ 都市と農山漁村の共生・対流 等 <p>バイオマス発電所 (H29環境白書より)</p>	<p>④ 健康で心豊かな暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な消費行動への転換（倫理的消費、COOL CHOICE など） ○ 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進 ○ 低炭素で健康な住まいの普及 ○ テレワークなど働き方改革＋CO2・資源の削減 ○ 地方移住・二地域居住の推進＋森・里・川・海管理 ○ 良好な生活環境の保全 等 <p>森里川海のつながり (環境省HPより)</p>
<p>⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引（再エネ由来水素、浮体式洋上風力等） ○ 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」 ○ バイオマス由来の化成製品創出（セルロースナノファイバー等） ○ AI等の活用による生産最適化 等 <p>セルロースナノファイバー (H29環境白書より)</p>	<p>⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境インフラの輸出 ○ 適応プラットフォームを通じた適応支援 ○ 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ ○ 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等 <p>日中省エネ・環境フォーラム に出席した中川環境大臣</p>

資料：「第五次環境基本計画の概要」（環境省）

気候変動に関しては、令和 2 年（2020 年）10 月に「2050 年カーボンニュートラル*」の実現を目指すことを宣言するとともに、同年 12 月には、「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略*」を策定し、温暖化への対応を経済成長の制約やコストとするのではなく、経済と環境の好循環につなげるための産業政策として位置付けました。

令和 3 年（2021 年）4 月には、気候変動サミットにおいて、温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2013 年度比で 46%削減すること及び 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。同年 6 月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」を改正し、「2050 年までの脱炭素社会の実現」が基本理念として位置付けられるとともに、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ*」を策定し、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションの加速、地域の再生可能エネルギー*の活用、企業の脱炭素経営の促進を図ることなどが掲げられました。

同年 10 月に策定された「第 6 次エネルギー基本計画」では、2030 年の我が国の電源構成の割合のうち、再生可能エネルギー*を従来目標の 22～24%から新たに 36～38%へ引き上げるという見通しが示されました。併せて「地球温暖化対策計画」についても 5 年ぶりに見直しが行われ、2030 年度までの温室効果ガス排出量の削減目標を踏まえて、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、エネルギー転換部門などの各部門別の温室効果ガス排出量の削減目標の内訳や、2030 年度までに 100 以上の「脱炭素先行地域」を創出すること、地域における再生可能エネルギー*の活用推進を求めるなどの具体的な取組の方向性や対策が示されました。

生物多様性*に関しては、平成 22 年（2010 年）に合意された「愛知目標」の達成に向けて、平成 24 年（2012 年）9 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定しました。国家戦略では、生物多様性*の維持・回復と持続可能な利用を通じて我が国の生物多様性*の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来に渡って享受できる自然共生社会を実現する、とされています。

「生物多様性国家戦略 2012-2020」が掲げる 5 つの基本戦略

- (1) 生物多様性を社会に浸透させる
- (2) 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
- (3) 森・里・川・海のつながりを確保する
- (4) 地球規模の視野を持って行動する
- (5) 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

なお、次期生物多様性国家戦略が策定されるまでの間は、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が我が国の基本戦略とされています。

資源循環に関しては、令和元年（2019 年）5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックを 2030 年までに累積 25%排出抑制することや、2030 年までに容器包装の 6 割をリユース・リサイクルにより有効活用することなどの目標を定めました。さらに、令和 3 年（2021 年）6 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を公布し、ワンウェイプラスチックの使用の合理化やプラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化などといった事項について基本的方針を定めています。

食品ロス*に関しては、農林水産省及び環境省が公表した平成 30 年度（2018 年度）推計値によると、日本ではまだ食べられる食品が 1 年間に約 600 万 t 捨てられています。こうした状況を踏まえ、平成 30 年（2018 年）6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、「2030 年度までに家庭からの食品ロス*を 2000 年度比で半減する」という目標を定めました。さらに、令和元年（2019 年）5 月に食品ロス*の削減に関して、各主体の役割や、施策の基本となる事項を定めた「食品ロス*の削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」を公布しました。なお、令和 3 年（2021 年）11 月に農林水産省及び環境省が公表した最新の食品ロス*の発生量の推計値（令和元年度）は約 570 万 t とされています。

＜国の動向＞

策定・施行年月等	計画・施策等
平成 27 (2015) 年 4 月	「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」施行
平成 27 (2015) 年 7 月	「長期エネルギー需給見通し」策定
平成 28 (2016) 年 5 月	「地球温暖化対策計画」策定
平成 29 (2017) 年 4 月	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」施行
平成 30 (2018) 年 4 月	「第五次環境基本計画」策定
平成 30 (2018) 年 6 月	「第四次循環型社会形成推進基本計画」策定
平成 30 (2018) 年 7 月	「第 5 次エネルギー基本計画」策定
平成 30 (2018) 年 11 月	「気候変動適応計画」策定
平成 30 (2018) 年 12 月	「気候変動適応法」施行
平成 31 (2019) 年 3 月	「水素・燃料電池戦略ロードマップ」策定
令和元 (2019) 年 5 月	「プラスチック資源循環戦略」策定
令和元 (2019) 年 5 月	「食品ロスの削減の推進に関する法律」公布
令和 2 (2020) 年 10 月	「2050 年カーボンニュートラル*社会の実現」を宣言
令和 3 (2021) 年 4 月	2030 年度までに温室効果ガス排出量 46%削減を表明
令和 3 (2021) 年 6 月	「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正
	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」公布
令和 3 (2021) 年 10 月	「第 6 次エネルギー基本計画」閣議決定
	「地球温暖化対策計画」閣議決定 (改定)
	「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のために実行すべき措置について定める計画 (政府実行計画)」閣議決定
	「気候変動適応計画」閣議決定 (改定)

3 東京都の動向

東京都は、令和元年 (2019 年) 5 月に U20 東京メイヤーズ・サミットで平均気温の上昇を 1.5℃に抑え 2050 年までに CO2 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション*東京」を実現することを宣言し、同年 12 月に「ゼロエミッション*東京戦略」を策定しました。併せて重点的対策が必要な 3 つの分野について、取組内容を記した「東京都気候変動適応方針」「プラスチック削減プログラム」「ZEV*普及プログラム」を策定しました。

その後、気候危機の状況が一層深刻化していることから、都内温室効果ガス排出量を 2030 年までに 50%削減 (2000 年比) すること、再生可能エネルギー*による電力利用割合を 50%程度まで高めることを令和 3 年 (2021 年) 1 月に表明するとともに、「ゼロエミッション*東京戦略 2020 Update & Report」を策定し、「脱炭素」へ向けて取組を進めています。

令和 3 年 (2021 年) 3 月には気候変動の緩和策と適応策を両輪で進めていくため、「ゼロエミッション*都庁行動計画」及び「東京都気候変動適応計画」を策定しました。併せて、「東京

都食品ロス削減推進計画」を策定し、事業者、消費者、行政等が緊密に連携を図り一丸となって食品ロス*削減に向けた取組を推進していくこととしています。

＜東京都の動向＞

策定・施行年月等	計画・施策等
平成 28 (2016) 年 3 月	「東京都環境基本計画」策定
令和元 (2019) 年 12 月	「ゼロエミッション東京戦略」策定
令和 3 (2021) 年 3 月	「ゼロエミッション都庁行動計画」策定
	「東京都気候変動適応計画」策定

4 大田区の動向

環境の施策を推進するため、大田区は平成 22 年 (2010 年) 3 月に「大田区環境基本条例」を制定、続いて平成 24 年 (2012 年) 3 月に区の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、6 つの基本目標から成る「大田区環境基本計画」を策定し、公害防止対策、地球温暖化対策、自然環境の保全及び資源循環の促進等に加えて、産業分野や環境学習に関する施策を推進してきました。

平成 28 年度 (2016 年度) には、大田区環境基本計画の中間見直しを行い、国の「生物多様性国家戦略 2012-2020 (平成 24 年 (2012 年) 9 月閣議決定)」や「第三次循環型社会形成推進基本計画 (平成 25 年 (2013 年) 5 月閣議決定)」、「地球温暖化対策計画 (平成 28 年 (2016 年) 5 月)」を踏まえて「大田区環境基本計画 (後期)」を策定しました。

後期計画は 6 つの基本目標を継承した上で、社会情勢の変化や区の関連計画との整合性を図るとともに、区民等、事業者、区が一体となって取り組むための「環境マインドの拡大」、災害時の危機管理対策などへの取組のための「快適で安全な暮らしの実現」の 2 つの視点で施策の再構築と強化を行いました。また、大田区の温室効果ガス排出量の削減目標を「2030 年度までに 2013 年度比で 26% の削減」とするなど、新たな目標を設定しました。

また、計画を着実かつ効果的に推進するために、大田区環境審議会やおおた環境基本計画推進会議などで進捗状況等について審議を行うとともに、基本目標及び個別施策ごとの取組内容や評価についてまとめた「大田区の環境」を毎年発行してきました。